

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画について

公的資金補償金免除繰上償還とは、過去に国などの公的機関（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・旧公営企業金融公庫資金）から借り入れた年利5%以上の高利率の地方債について、繰り上げて返済、または低利なものに借り換えることで、利払いに伴う将来の負担を軽減させることを目的としています。

従来は、公的資金の繰上償還を行う際に、借入先に対し利子相当分を補償金として支払わなければなりませんでした。平成22年度から平成24年度までの3カ年に限り、特例措置として一定の条件を満たす地方公共団体を対象にこの補償金が免除されることになり、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとされました。

一定の条件とは、平成22年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱に基づき策定された公営企業経営健全化計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであると認められる場合のことであり、当該計画の概要を議会に報告するとともにホームページ等で公表することを前提としています。

本市の下水道事業は、5.0%以上の地方債が対象となるため、「公営企業経営健全化計画」の概要をお知らせします。

1. 対象資金

区 分	旧資金運用部資金	旧簡易生命保険資金	旧公営企業金融公庫資金
平成22年度	年利6.3%以上	年利6.5%以上	年利6%以上
平成23年度	年利6%以上 6.3%未満	年利6%以上 6.5%未満	年利5.5%以上 6%未満
平成24年度	年利5%以上 6%未満	年利5%以上 6%未満	年利5%以上 5.5%未満

2. 繰上償還額

下水道事業特別会計

(千円)

区 分	旧資金運用部資金	旧簡易生命保険資金	旧公営企業金融公庫資金	合 計
平成22年度	167,700	—	108,100	275,800
平成23年度	76,757	—	44,252	121,009
平成24年度	117,762	—	7,603	125,365
合 計	362,219	—	159,955	522,174

※平成20年度の将来負担比率が全国平均の1.2倍である121.1%以上となるため、金利5%以上の借入が対象

3. 財政効果額（借換による利子差額）

（千円）

区 分	下水道事業特別会計	合 計
平成22年度	借換 76,111	76,111
平成23年度	借換 24,767	24,767
平成24年度	借換 27,102	27,102
合 計	127,980	127,980

※借換については利率1.8%で試算

4. 公営企業健全化計画等の概要

下水道事業特別会計（公営企業経営健全化計画）

計 画 期 間	平成22年度から平成26年度
公表の方法等	議会報告及びホームページに掲載
基本方針	公共下水道は、汚水処理、トイレの水洗化などにより市民生活に快適性をもたらすだけでなく、本市の魅力のひとつでもある豊かな自然環境を守るとともに、河川・海域の水質保全など環境衛生の一環を成し、環境と我々の健康を守る上においても大切な基幹施設である。本市の平成21年度末現在の普及率は58.2%、水洗化率は91.7%であり、更なる整備と普及促進が必要な状況下にあるが、本市の財政状況を勘案し、また第2次行政改革大綱の基本理念を踏襲し、引き続き諸施策に取り組み、健全な下水道経営の確立に努める。また、平成23年度から下水道使用料の料金改定を予定しており、22年9月議会に上程している。
財政指標等	料金回収率： (H21：70.2% → H26：82.7%) 収益的収支比率： (H21：60.9% → H26：69.0%)
主な取組及び改善額	使用料収入： 313百万円の増（使用料の適正化）